

返還に関する概要について

独立行政法人日本学生支援機構

返還について

奨学金は、先輩奨学生からの返還金と国の予算、財政融資資金、及び財投機関債の発行を主な財源として成り立っています。先輩奨学生からの返還金は、直ちに後輩奨学生の奨学金として循環運用されています。

返還金が順調に回収されないと、今後の奨学生採用計画に重大な支障を来すこととなりますので、奨学生一人ひとりが、このような制度の仕組みを理解し、責任を持って返還することが重要です。

奨学金の返還は、卒業後、郵便局、銀行、信用金庫又は

労働金庫の預・貯金口座からの自動引落しにより行います。日本学生支援機構ではこの返還方法を、奨学金を先輩から後輩へ引き継ぐという意味で「リレー口座」と呼んでいます。原則として月賦又は月賦・半年賦併用（貸与総額の半額が月賦、残りの半額が半年賦）で返還することになります。返還回数には貸与総額により決定します。

奨学金には無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金（きぼう21プラン）があります。第一種奨学金は貸与総額に応じた返還回数により元金を均等に返還します。第二種奨学金（きぼう21プラン）は在学期間中は無利息で、卒業後の利率は年三%を上限とし、財政融資資金の金利及び日本学生支援機構債券の利率を基準として定められる利率

に変動する、特例利率制となります。貸与総額に応じた返還回数により元利均等で返還します。

なお、法科大学院及び私立大学の医・歯学課程及び薬・獣医学課程の増額貸与部分、入学時特別増額貸与奨学金の利率は年一・五%（平成一六年度採用者）の固定制です。

延滞金

奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を賦課します。

第一種奨学金（無利息）は延滞している割賦金の額に対し、延滞した期間が六か月を超えることに、六か月につき五%の割合を乗じた金額を延滞金として加算します。

第二種奨学金（きぼう21プラン）（利息付）は延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、延滞した日数に応じ年一〇%の割合を乗じた金額を延滞金として加算します。

延滞処置

返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人に文書

や電話、あるいは訪問による督促をします。それでも返還がない場合は、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続を執ります。

なお、機関保証を選択した場合は、返還を延滞すると保証機関が機構に返済をします。その後、保証機関より本人にその分の返済を請求します。

返還猶予

奨学生であった者が次に該当する場合、願い出により奨学金の返還を猶予することがあります。

- (一) 学校等に在学するとき。
- (二) 病気や失業等によつて返還が困難となったとき。

返還免除制度

返還免除には、一、死亡・心身障害によるもの、二、教育・研究職によるもの、三、平成一六年度四月以降採用者が対象となる「特に優れた業績による免除」があります。

一 死亡・心身障害免除

奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身障害のため返還ができなくなったとき、返還未済額の全部又は一部の返還を免除する制度。

(一) 死亡免除の場合

返還未済額の全額を免除する。

(二) 心身障害の場合

障害の状態に応じて一級及び二級に分類して、免除額を決定する。

ア. 一級…「労働力の喪失」に該当する場合は、返還未済額の全部の額

イ. 二級…「労働力の高度の制限」に該当する場合は、返還未済額の四分の三に相当する額以内の額。

二 教育又は研究の職に係る返還免除

(一) 第一種奨学生であった者が教育又は研究の職に一定期間在職した場合、下記の条件を満たしていれば願い出によって、その第一種奨学金の全部又は一部の返還を免除する制度。

平成一〇年度四月以降大学・高等専門学校入学者よりこの制度は廃止、及び平成一六年四月以降の採用者より全て廃止となった。

ア. 大学院で二年以上（大学院で学位を授与された者にあつては、一年以上）

在学すること。

イ. 修了又は退学後、二年以内（大学院で受けた奨学金については特例な事由に該当する場合は五年以内）に免除職に就職すること。

ウ. 免除職に五年以上在職すること。

(二) 返還免除の対象となる職（大学院）

小学校以上の学校もしくは文部科学大臣の指定する試験所、研究所、文教施設の教育又は研究の職。

(三) 返還免除の額

一律一五年（一八〇か月）勤務すれば、全額免除となる。

〈免除額の算出方法〉

特別免除額＝貸与額×免除職在職期間の月数／一八〇か月

三 特に優れた業績による返還免除（平成一六年度四月以降の採用者より適用）

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であつて、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した者には、貸与期間終了の時に、その学資金の全部又は一部の返還を免除する。

奨学金の返還と機関保証

①機関保証加入者の返還

機関保証に加入し協会の保証を受けても、機構に対して奨学金の返還をしなければなりません。郵便局・銀行・信用金庫又は労働金庫の預貯金口座から自動的に引き落とす口座振替制度（リレー口座）に加入し、返還していただきます。

機関保証制度に加入したから、保証料を支払っているからといって、奨学金の返還をしなくても構わない、あるいは延滞しても構わないということはありません。

②延滞した場合

何らかの事情で約束どおりの返還ができなくなった場合には、機構は保証機関である財団法人日本国際教育支援協会に対し、保証債務の弁済（代位弁済）請求をし、協会がその分を返済します。なお協会が代位弁済をする範囲は、残元金、利息（第二種のみ）及び延滞金です。

代位弁済後においては、協会は機構から得た求償権に基づき、奨学生であった者に対して、代位弁済額を請求します。

③保証料の返戻

次の(一)～(三)のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

(一) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮されて、返還が完了となったとき

(二) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮されて、返還が完了となったとき

(三) 日本学生支援機構の返還免除の適用を受け、返還が完了となったとき